

認定地域クラブ活動 支援事業の概要

1 活動支援費

(1) 対象経費

区 分	対 象 経 費
借料及び損料	・大会参加に係る参加者の移動や楽器の運搬のためのバス等借上料 ・練習試合等の会場借上料
消耗品費	・クラブとして所有し、参加者が共用する用品・用具等
雑役務費	・登録料、大会参加費

種目ごとの消耗品の具体例（不明な場合は部活動地域展開室（39-2036）へお問合せください。）

種 目	対 象 品 の 例
共 通	医薬品・救急箱、ストップウォッチ、タイマー、コピー代 全員が使用するトレーニング用具
陸 上	バトン、紙雷管、メディシンボール、メジャー、フレキバー
水 泳	ビート板、スイムヘルパー
バ ス ケ	ボール、ボール収納用品、ビブス、電子ホイッスル
サ ッ カ ー	ボール、ボール収納用品、石灰、メジャー、コーン、ビブス
軟式野球 ソフトボール	ボール、ボール収納用品、捕手用具、捕手用具収納用品、バット、ロジン、 石灰、メジャー、ヘルメット、ベース、グリップテープ、ファーストミット
体 操	滑り止め（炭マグ）
バ レ ー	ボール、ボール収納用品、アンテナ、電子ホイッスル
ソフトテニス	ボール、ボール収納用品
パ ー ト ミ ン ト ン	シャトル、シャトル収納の用品、ネット、ポータブルネット 得点表示用品、ノックマシン
卓 球	ボール、ボール収納用品、ネット、得点板、フェンス、網、防球ネット
柔 道	紅白帯、ラインテープ、ゴムマット、打ち込みマット、打ち込み人形
剣 道	ラインテープ、紅白帯 【防具・道着は不可】
吹 奏 楽	マウスピース、楽譜、譜面台、楽器手入れ用具、メトロノーム、リード、 ミュート、チューナー、スティック、マレット、小物打楽器
合 唱	楽譜、メトロノーム、譜面台
美 術	全体で使用する材料・用具
デザイン	全体で使用する材料・用具

(2) 支援対象経費支出上の留意事項

① 共通事項

- ・ 個人が所有・使用する用品、生徒の旅費、スポーツ飲料、おやつ等は対象とならない。
- ・ ポイント等の特典が生じる支払方法では支払わないこと（ポイント等の特典は取得しないこと）。

② 経費別事項

経 費	留 意 事 項
借料及び損料	・ 活動の実施のために必要なものであるか検討し、見積書などで内訳と金額の妥当性を確認すること。 ・ バス等を借り上げる場合、参加計画等に照らして行先、経路等が適切か精査すること。目的外の乗車が伴う運行は対象外とする。
消耗品費	・ 数量1あたりの価格が5万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満であること。 ・ 購入物品の品名、単価、数量を明らかにすること。 ・ 参加者等が個人で所有し、使用するものは対象外とする。 ・ ユニフォームはチーム所有のものに限る。
雑役務費	・ 大会参加費 ・ 登録費

(3) 支援対象期間

活動支援費は、令和8年4月1日から令和8年12月31日までに支出した支援対象経費を対象とする。

(4) 支援上限額

活動支援費は、各年度の6月1日現在の参加者数に次の単価を乗じて得た額を上限とする。支援対象期間内に対象経費の総額が上限に達しない場合は、対象経費の総額を支援額とする。

種目	単価
吹奏楽	12,000円
合唱、美術	3,000円
デザイン	2,500円
上記以外	6,000円

(5) 提出を求める書類

経 費	留 意 事 項
借料及び損料	・ 見積書、請求書等の金額の内訳がわかる書類の写し（領収証の額と総額が一致するもの）
消耗品費	・ 請求書などの金額の内訳がわかる書類の写し（領収証の額と総額が一致するもの）
雑役務費	・ 登録費や大会参加費の場合、振り込み証明書、領収書

(6) その他留意事項

年間を通じて活動することができなかった（当該年度の4月から12月までの間で、正当な理由なく参加者が1人もいない月が1か月以上ある）クラブ活動は支援の対象外とする。

(7) 支払いの流れ

時 期	実 施 手 順
4月下旬	・ 活動支援事業について、各クラブ活動に周知
6月中旬	・ 6月1日現在の参加者数を確認 → 支援上限額の決定 ・ 支援上限額を各クラブ活動に通知
12月初旬	・ 活動支援に係る書類の提出を各クラブ活動に通知 提出期限 1月中旬
1月中旬	・ 提出書類の受付
1月中旬～2月上旬	・ 提出書類の確認 → 支払額の確定
2月中旬	・ 活動支援費の支払処理 ・ 支払確定額を各クラブ活動に通知
2月下旬	活動支援費の支払い（保護者会口座に振込み）※

※支援費の取り扱いは、クラブごとに事前に総会等で承認を得る。

2 指導人材引率旅費支援

(1) 対象となる大会

- ① 中学校体育連盟主催大会のうち北信越大会及び全国大会
- ② 吹奏楽連盟主催の西関東大会、東日本大会及び全国大会

(2) 支援額の基準

原則、長岡市職員等の旅費に関する条例に基づき計算した額とする。

(3) 請求方法

別途通知する。